

## 被災者生活再建支援法Q & A

文中

「法」=被災者生活再建支援法（平成16年法律第13号による改正後）  
改正前の法を「旧法」とよぶ。

「令」=被災者生活再建支援法施行令（平成16年政令第99号による改正後）

「規則」=被災者生活再建支援法施行規則（平成16年内閣府令第27号による改正後）

「通知361号」=被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日府政防第361号）

「通知363号」=被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に伴う各申請書類等の様式の変更について（平成16年4月1日府政防第363号）

### 法の適用関係

【全般】

Q1(支援法の改正について)

世帯別の対象経費及び限度額如何。

A1 下記のとおり。

(単位：万円)

	世帯の年収、年令等	世帯数	合計	生活関係経費		居住関係経費	
				通常分	特別分	うち家賃	
全 壊 世 帯	年収 500万円	複 単 数	300	70	30	200	50
			225	55	20	150	37.5
	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯 で500万円<年収 700万円	複 単 数	150	35	15	100	25
			112.5	27.5	10	75	18.75
	・世帯主が60歳以上又は要援護世帯 で700万円<年収 800万円	複 単 数	150	35	15	100	25
			112.5	27.5	10	75	18.75
大 規 模 半 壊 世 帯	年収 500万円	複 単 数	100	-	-	100	50
			75	-	-	75	37.5
	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯 で500万円<年収 700万円	複 単 数	50	-	-	50	25
			37.5	-	-	37.5	18.75
	・世帯主が60歳以上又は要援護世帯 で700万円<年収 800万円	複 単 数	50	-	-	50	25
			37.5	-	-	37.5	18.75

#### 生活関係経費

- ・通常分（旧法における通常経費部分）
- ・特別分（旧法における特別経費部分）
- ・大規模半壊世帯については生活関係経費は支給対象とならない。

#### 居住関係経費

- ・居住安定支援制度による支給対象経費。
- ・全壊世帯で被災住宅が自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額が上表の1/2となる（規則9条）。
- ・被災時に居住していた都道府県外(被災時に居住していた市町村に隣接する市町村は除く)

に移転する場合は、経費の算出に当たり、それぞれの経費に1/2を乗じる扱いとなる(規則11条4項)が、支給限度額は上表のとおりである。

#### 【自然災害】

##### Q2(適用となる自然災害について)

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村について、支援法が適用されるとのことだが、災害救助法に基づく指定が行わなければ、支援法が適用されないという趣旨か。

A2 令第1条第1号は「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」となっており、災害救助法の指定がなされなかった場合でも、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する程度の災害が発生した市町村は、支援法の対象となる。

#### 【世帯】

##### Q3(世帯について)

数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A3 「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」である。

従って、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていない場合は、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、住民票、健康保険証、所得証明書等が考えられるが、様々なケースが想定されるため、認定にあたっては、個別具体的に状況を確認されたい。なお、「別世帯」の認定にあたっては、水道、電気、ガス等を別々に利用しているかどうかは必ずしも考慮する必要はないので、この点に留意願いたい。

##### Q4(世帯主以外の申請について)

支援金の支給は被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合には、当該世帯主に準じる者)の申請に基づき行うとあるが、世帯主の明確な定義及び世帯主に準ずる者の明確な定義如何(規則第12条)。

A4 世帯主の定義は従来どおり、世帯の居住する住宅が被害を受けた日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。

「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、当該世帯の諸般の事情を勘案し、個々の事例に即して判断すべきものとする(国土庁防災局長通知(平成10年11月6日10国防復第12号))。

申請は世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を「当該世帯主に準じる者」として取り扱って差し支えない。

なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、「被災者生活再建支援金支給申請書(総括申請及び概算支給申請用)(別紙様式第1号)」にその理由を記載させ、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

#### 【住宅】

##### Q5(住宅の定義について)

「居住する住宅」の範囲如何。例えば、主たる棟は全半壊に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全半壊した場合の取り扱い如何(法第2条第2号)。

A5 住宅の定義は従来どおり、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない(国土庁防災局長通知(平成10年11月6日10国防復第1

2号))。

いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うことになる。

つまり、1戸の住宅として認定するのであれば、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」に則り、母屋及び「離れ」を合わせた、床面積の損壊割合又は住家の主要な構成要素の損害割合を算定し、被害認定を行うことになり、「全壊」「大規模半壊」の認定がなされれば支援の対象となる。

Q6 (店舗兼住宅について)

自宅兼店舗が被災した場合の支援の対象範囲の考え方如何。

A6 支援金の支給対象世帯は、その居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯となっており、店舗部分については支援の対象とはならない。

ただし、被害調査において、店舗の部分は原則として住家に含まず、その居住部分について調査を行うが、店舗部分の被害が、居住部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住家の被害として調査することは可能である。

その結果、居住部分の住家が全壊等の被害認定とされた場合については、住家部分は支援の対象となる。

Q7 (集合住宅の判定基準について)

集合住宅の判定方法如何。

A7 集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。

## 被害認定関係

【被害判定】

Q8 (被害認定基準について)

大規模半壊の認定は、「延べ床面積の損壊割合」と「経済的被害」とのどちらか一方が基準に達した場合でよいか。また、判定は申請受付を行う者(県・市町村)の判断に委ねるものとしてよいか。

A8 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、従来の「半壊」基準の内、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)が40%以上50%未満のものをいう。

具体的な判定は、当該都道府県、市町村の判断に委ねることになるが、上記認定基準に則り、執り行われたい。

Q9 (延べ床面積の判定基準について)

住家半壊の基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)によると「延べ床面積の20%以上70%未満のもの」が半壊となり、うち50%以上70%未満が大規模半壊と位置づけられているが、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、部分別損傷率(損害基準判定)で判定する方式となっており、今回資料に示されている損壊基準判定となっていない。両者の違いをどのように考えたらよいか。

A9 住家の被害認定基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ

床面積との割合による判定（損壊基準判定）と、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害基準判定）がある。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で示した住家の被害認定基準は、住家の主要な構成要素の経済的被害の判定に伴う労力、時間を考慮し、部位別構成比を採用して損害割合を算出し、判定することとしたものである（運用指針P2）。

損壊基準判定によって全壊等の認定をする場合は、部位別構成比に拘ることなく損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することとなる。

なお、損壊については、一見してその部分の滅失したことが明確なものか、または滅失に準じる程度のものとする。

被災市町村が判定を行うにあたっては、住宅の再建築や補修にも支援法が最大限活用できるような確かな判定を執り行われたい。

#### Q10（損害基準判定について）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、一般的な住家を想定した部位別構成比が示されているが、この構成比を変えることは可能か。

また、浸水による被害の場合、例えば木造の場合の部位別構成比には「柱」と「基礎」が除かれているため、合計70%となっているが（運用指針P92）、これを合計100%として取り扱うことも可能か。

A10 住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当だと思われる部位別構成比を設定することもできる。（運用指針P3）

また、柱、基礎が損傷した場合には、地震等による被害（運用指針第1編）の損傷の基準及び部位別構成比を参照し、構成比が合計100%となるよう取り扱って差し支えない。

#### Q11（大規模半壊認定基準について）

損害割合が40%以上50%未満のものは、全て大規模半壊と認定してよいか。構造耐力上主要な部分の補修は必須となるのか。

A11 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指すが、損壊基準判定が延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は損害基準判定が40%以上50%未満の場合は、通常「構造耐力上主要な部分の補修」が必要と考えられることから、「大規模半壊」として取り扱って差し支えない。

#### Q12（被害認定の実施者について）

建築技術等について十分な専門知識がある者でなければ判断することが困難であると考えられるが、行政職員だけでは対応ができない場合、建築業者等へ委託することも可能か。また、判定者の資格・要件はあるのか。

A12 基本的に調査員2名（内1名は建築技術の専門的知識を有するもの）で行うことが望ましいが、被害認定に係る最終的な責任は当該市町村が負うべきものであることから、この限りにおいて委託及びその範囲については、当該市町村で判断することになる。

なお、都道府県にあっては、平時から市町村に対する応援態勢等を整備し、発災時には相互に協力して執り行われたい。

#### 【解体事由認定】

#### Q13（半壊世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について）

半壊世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準如何。

A13 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要がある

こと、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」(令第2条第1号)である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。

具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用されたい。

#### 【り災証明書】

##### Q14(大規模半壊の被害認定の通知について)

大規模半壊認定はり災証明書に記載するべきか。別の証明書類による場合、その様式如何。

A14 り災証明書について定めた法令上の規定はないが、防災に関する事務は基本的には市町村の事務とされており(地方自治法2条、災害対策基本法5条)市町村の災害対策(救助)の一環として発行されているものである。

その様式に特段の定めはないが、支援法業務の円滑な推進のため、原則として、り災証明書に「大規模半壊」の記載をするものとする。

ただし、り災証明書に記載できない特段の事情があれば、別に大規模半壊であることを証明した書類を添付しても差し支えない(通知363号P8)。

### 支給額算出関係

#### 【限度額】

##### Q15(支給限度額について)

通知361号P8では、全壊世帯の居住関係経費の限度額として家賃(50万円)、家賃等以外(200万円)、合計200万円となっているが、家賃等を必要としない場合、「家賃等以外」に限度額の全てを充ててよいか。

A15 差し支えない。通知361号P8によれば、家賃等と家賃等以外に分けられており、居住関係経費の支給限度額の範囲内であれば差し支えない。

#### 【居住形態】

##### Q16(被災後の居住形態の変更について)

第2回目以降の支給申請を行う際、「被災者生活再建支援金支給申請書(総括申請及び概算支給申請用)(別紙様式第1号)」の「居住形態」が変更された場合は記入することとなっているが、被災後の居住形態の変更は可能か(通知363号P5、P13)。

A16 可能である。例えば、最初の申請時には再建手法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

なお、概算支給を受けた時に予定していた再建手法が後に変更になった場合は支援金の返還が生じる可能性があるため概算支給申請の際に、予め申請者に周知願いたい(自宅を再建するつもりで解体費等の概算支給を受けたが、結局再建せず賃貸住宅に入居した場合等が想定される。)

##### Q17(被災後に世帯を分ける場合の家賃の算出方法について)

複数世帯が居住していた住宅が全壊もしくは半壊し、別々の賃貸住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合においても、家賃、一時的使用料等を算出するにあたって、一つの世帯として考えるのか(令第3条第1項第7号、第10号、同第2項第1号、第4号)。

A17 世帯に関する認定は、原則として被災日を基準としており、一つの世帯として被災時

の世帯主に支給される。

Q18(共有名義について)

住宅を共有名義で建設した場合は、借入利息及び債務保証料は同一世帯であれば共有者とも対象となるか。

A18 支援金は被災時に世帯主であった者に対し支給される。同一世帯であれば、全て世帯主が支出したものとみなし、支援の対象とする。

【全壊世帯】

Q19(全壊世帯が補修する場合について)

全壊世帯が家屋を補修する場合の支援内容如何。

A19 「全壊」とは、「住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの」(「災害の被害認定基準について」)との基準が定められている。このため、補修に係る居住関係経費は支援の対象とはならない。

【大規模半壊世帯】

Q20(支援内容について)

大規模半壊世帯は、従前居住していた住宅の補修に限らず、新たな住宅の建設または購入を行う場合の借入金利息等も対象となるのか。

A20 対象となる。大規模半壊とは、半壊のうち、そのままでは当該家屋に居住することが困難な程度に損壊又は損傷が発生した場合を指し、半壊の中でも補修に係る経費や時間が一定規模以上のものを想定している。被災者の早期の居住安定を支援する観点から、新たな住宅の建設または購入を行う場合は、借入金利息等も支援の対象となる。

Q21(やむを得ず家屋を解体する場合の支援について)

大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援の対象如何。

A21 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」(令第2条第1号)に該当する場合、全壊世帯と同等の支援(生活関係経費最大100万円、居住関係経費最大200万円)を講じることとなる。

【解体撤去費】

Q22(従前居住土地から移転した場合の従前住宅の解体撤去費について)

従前住宅から移転した場合、従前住宅の解体費は支援の対象となるのか。

A22 従前居住地において住宅を再建設する場合は、早期に住宅の解体等を行わなければ、居住の安定は図れないため、解体費等を支援の対象としているが、移転する場合は、従前住宅の解体費等は居住安定の確保に必須ではないため、原則として支援の対象としていない。

ただし、土砂災害の発生のおそれがあり、当該土地へ住み続けることが困難な場合や、区画整理等により移転を余儀なくされる場合等、やむを得ない事由により移転して住宅を再建設する場合は例外として、従前住宅の解体費等を支援の対象としている。

【住居移転の事由認定】

Q23(全壊世帯が「やむを得ず」移転して別の土地に住宅を再建設する事由について)

土砂災害の発生のおそれがあり、当該土地へ住み続けることが困難な場合や区画整理等で移転を

余儀なくされる場合は対象となるとのことだが、具体的に上記以外に「やむを得ない」とされる場合の事例や基準があるのか(令第3条第1項第8号)。

A 2 3 「やむを得ない」場合とは、区画整理など被災者個人の都合以外の理由で移転を余儀なくされる場合が考えられ、それぞれの事例により個々に判断することとなる。なお、同じ市町村内であってもやむを得ないと判断されなければ、対象とはならない。

Q 2 4 (廃棄物の処分費用について)

従前住宅から発生した廃棄物の撤去費用には、現地から処分場までの運搬費や当該廃棄物の処分費用も含まれると解してよいか。

A 2 4 処分費は含まれない。災害廃棄物の収集、運搬及び処分費用については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村が実施し、国はその費用の2分の1以内の額を負担することとなっている。

【整地費】

Q 2 5 (移転先の整地費について)

従前住宅の存していた土地から、やむを得ない理由により移転を余儀なくされ、新たに住宅を新築しようとする場合は、従前住宅の解体・撤去及び整地費は支援の対象となっているが、新たに住宅を新築しようとする宅地の整地費についても同時に支援対象となるのか。

A 2 5 新たに住宅を新築しようとする宅地が、同一災害による地盤への影響等により、整地を行わなければ住宅の建設を行うことが困難な場合は、移転先の宅地の整地費用を支援対象として差し支えない(ただし農地を宅地化する等、土地の付加価値を高めるような造成費は対象外)(通知363号P4)。

Q 2 6 (整地費の範囲について)

隣地の山の崩壊で、土砂が自宅に流れ込み、住宅が全壊した場合、整地費用は支援の対象となるのか。

A 2 6 被災世帯が自立した生活の開始を早期に支援することが支援法の目的であり、支援の対象となる。ただし、支援対象は被災世帯の住宅敷地内に限られる。

【借入利息等】

Q 2 7 (従前賃貸住宅入居者の支援について)

従前賃貸住宅入居者が、住居を新築する場合にも、その建設に係る利子は支援の対象となるのか。

A 2 7 支援の対象となる。居住安定支援制度は、住宅の所有・非所有に関わらず真に支援が必要なものに対し支援することが基本的な考え方である。このため、従前賃貸住宅入居者が、災害後、住宅を新築する場合や、別の賃貸住宅に入居する場合も、自宅が被災した者と同様の支援を行うものである。

Q 2 8 (土地、住宅の区分について)

借入金等は住宅に係る部分を対象とし、土地及び土地の借地権の取得等に係る部分に相当するものは含まないものとするとのことだが、通常、建売住宅やマンションの購入の場合、土地と住宅とを合わせた購入代金に対してローンを受けることになる。

この場合、どのように支援法の対象を特定すればよいのか。

A 2 8 事業者等への照会により、基本的に区分可能であると理解しており、土地部分と住宅

部分の金額を区分して計算することになる。

Q29(再建住宅の制限について)

新たに建設又は購入する住宅についての制限はあるか。例えば、従前住宅の2倍、3倍の規模の住宅を建設する場合も借入利息等は支援対象となるか。

A29 再建住宅の規模に係る制限はない。支給限度額の範囲内であれば支援対象となる。

Q30(借入先の制限について)

金融機関以外(例えば親族等)から借り入れし、実態として利息を支払う場合は、支援対象となるか。

A30 支援の対象となる。但し、その場合でも、金融機関同様に借り入れに関する証明書類等は必要となる。

Q31(利息等の支援対象について)

利息については、利率から年1%を控除した利率(最大2.5%)で計算した額となっているが、この額は、申請期間(37月)に支払った利息を前提に考えてよいか。(ローンの組み方によっては3年分の利子額が異なる)また、具体的な計算方法如何。

A31 申請期間(37月)内に支払った利息の1%を超え、3.5%までの部分(最大2.5%)が対象となる。具体的には、金融機関等から交付される償還予定表を基に、支援対象部分を抽出することになる。

なお、住宅金融公庫その他の銀行からの借り入れについては、金融機関に受領証明書(別添)を提出することにより、支援対象部分の証明が受けられる。この受領証明書は実績報告の際に添付するものとする。

【賃借料】

Q32(親戚等の住居を賃借した場合について)

親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、その負担費用を必要な経費としてよいか。

A32 使用料、賃借料が発生している場合は支援の対象となる。(但し、契約書等証拠書類が必要である。)

Q33(1月未満の場合の計算方法について)

家賃は月額2万円控除とあるが、1月に満たない期間の場合は按分するのか。

A33 按分しない。契約形態(年間、月決め、都度払い等)の如何によらず、同一の経費に関して、総支出額から、当該支出に係る利用月数(1月と1日の利用なら2月となる。)に2万円を乗じた金額を減じた額として計算する。

Q34(家賃の限度額について)

賃貸住宅の家賃月額、一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料等の上限額は設定されるのか。

A34 月額の上限額は設定していない。但し、合計の限度額は50万円である。

【手数料等】

Q35 (居住関係経費その他の経費について)

店舗併用住宅、倉庫併設住宅など、住宅以外の部分を有する場合、建築確認申請手数料、登記にかかる報酬などの取り扱い方法如何。

A35 店舗等部分は支援の対象とならないので、当該建物のうち居住の用に供する部分の面積割合で按分した額となる。

【他府県への移転】

Q36 (申請先について)

被災時に居住していた都道府県以外の地域において再建する場合も支給対象となるとのことだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請等を行うべきか(通知361号P9)。

A36 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行くこととなっている。

【証明書類】

Q37 (申請書の際の添付書類(領収書)について)

生活関係経費(特別分)、居住関係経費については精算支給申請及び使途実績報告をする際、領収書の添付が求められているが、被災者にとって事務が煩雑で、負担も多いため、これを緩和できないか。

A37 被災者の事務負担を軽減する観点から、精算支給申請及び使途実績報告に当たって、領収書の添付は不要とする。

また、領収書の添付を不要とすることに加えて、予め必要な経費を前払いする概算払いの仕組みを積極的に活用し、被災者の早期の生活再建の支援を図りたい。

Q38 (支援金支給申請時の添付書類について)

添付書類の具体的な例示如何。

A38 下記の通り。

経費の種類		添付書類の例
生活関係経費	通常分	なし
	特別分	なし
居住関係経費	家賃等、一時的使用料	契約書の写し
	解体(除却)・撤去・整地費	契約書の写し(具体的な工事内容が確認できる書類)
	借入金等債務の利息	住宅金融公庫等金融機関の受領証明書(支援対象部分(年2.5%)の金額が証明できる同様の書類)
	借入金等債務の債務保証料	契約書の写し
	その他の経費	支援対象が確認できる書類

## 長期避難世帯関係

### 【支給対象】

#### Q39(支給対象経費について)

長期避難世帯にあっても生活関係経費(通常分、特別分)、居住関係経費(家賃分、再建・移転新築経費分)の全てが支給対象と考えてよいか。

A39 長期避難世帯とは、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」であり(令第2条2号)、全壊世帯と同等の支援を行うこととなる。

### 【長期避難解除世帯の特例】

#### Q40(経費区分、概算払いについて)

経費には通常分、特別分毎の限度額はあるのか。概算払いは可能か。

A40 通常分、特別分毎の限度額はないため、全額を通常分又は特別分に充てることも可能である(但し特別分は品目毎に限度額がある)。

概算払いについては全額を通常分に充てる場合はその全額、全額を特別分に充てる場合は1/2まで可能である。

## 申請手続き関係

### 【申請期間】

#### Q41(申請期間の延長事由について)

被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があれば、申請期間を延長できるとあるが、どのような場合が考えられるのか(規則12条第3項)。

A41 区画整理により長期間を要する場合等、住宅の再建に着手する期間が長期にかかる場合などが考えられる。

支給申請期間の延長については、都道府県、(事務を受託した場合は支援法人)が行うものとするが、この場合、規則第12条各項各号に掲げるそれぞれの申請期間について最大16月を加えた期間までを限度として、真に必要と判断される期間を設定するものとする。

また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の繁雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなる場合があり、その際は市町村を単位として、申請期間の延長を行うことも可能である(国土庁防災局長通知(平成10年11月6日10国防復第12号))。

#### Q42(申請期間の延長による支援対象期間の延長について)

申請期間が延長された場合、居住関係経費中、家賃又は施設等利用料(支援対象期間2.5月)及び債務の利息等(支援対象期間3.7月)の支援対象期間も延長されるのか。

A42 申請期間の延長は区画整理等、本人の責に帰すことのできないやむを得ない事由によって再建に着手する時期が遅れてしまう場合を想定している。この場合、家賃や借入利息等の支援対象期間を延長しなければ、被災者にとって著しく不利益となるため、申請期間の延長月数と同じ月数、家賃や借入利息等の支援対象期間も延長される。

なお、支援対象期間の延長によって支給限度額は変わるものではない。

【実績報告】

Q43(実績報告の確認について)

概算支給した支援金が目的どおりに使用されたかどうかの確認は、どのように行うべきか。また、精算支給の際の確認の迅速性はどのように確保すべきか。

A43 精算支給申請時に提出される「被災者生活再建支援金支給申請書(精算支給用)兼使途実績報告書(別紙様式第2号)」その他の添付書類で確認を行うことになる。なお、被災者のおかれている個別事情を考慮し、都道府県、市町村間で十分に支援体制を整え、可能な限り迅速に対応するものとする。

Q44(申請行為を履行しない者への対応について)

住宅を再建する旨の申請を受け、撤去費用等を概算支給したが、37ヶ月の申請期間を過ぎても精算申請を行わない場合、資金の返還等申請者への対応方法如何。

A44 都道府県から支援金の支給に関する事務委託を受けた被災者生活再建支援法人が、期限を定めて、その返還を請求することになる。

Q45(支援金の返還について)

住宅を再建するつもりで居住関係経費限度額200万円の1/2、100万円の概算払いを受けた被災者が、諸事情により結果として賃貸住宅に入居して50万円の支援を受けた場合、差額の50万円を返還することになるのか。

A45 支給額が確定した時点で、精算を行うことになるが、概算支給額が確定額を超える場合は、差額の返還を請求することになる。

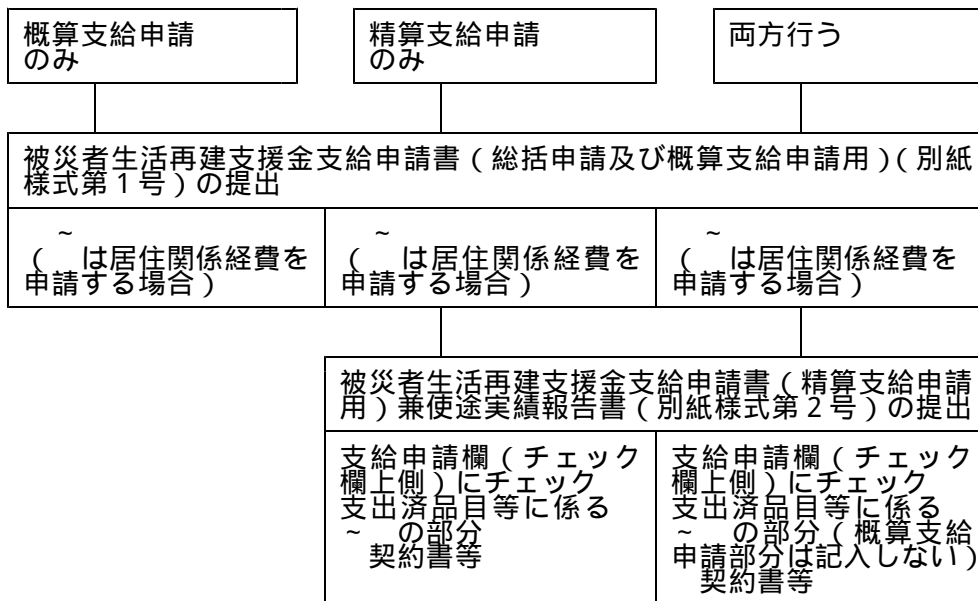
【手続き等】

Q46(申請、手続きについて)

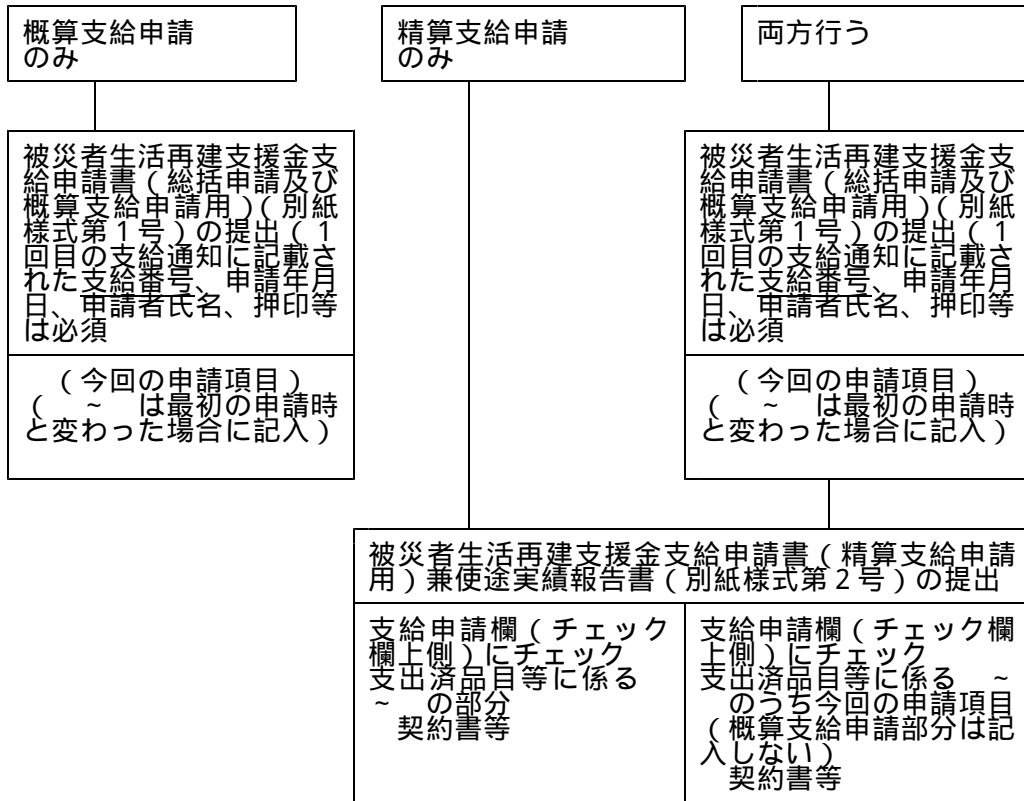
概算支給の場合と、精算支給の場合の支給手続きの流れ如何。

A46 下記のとおり

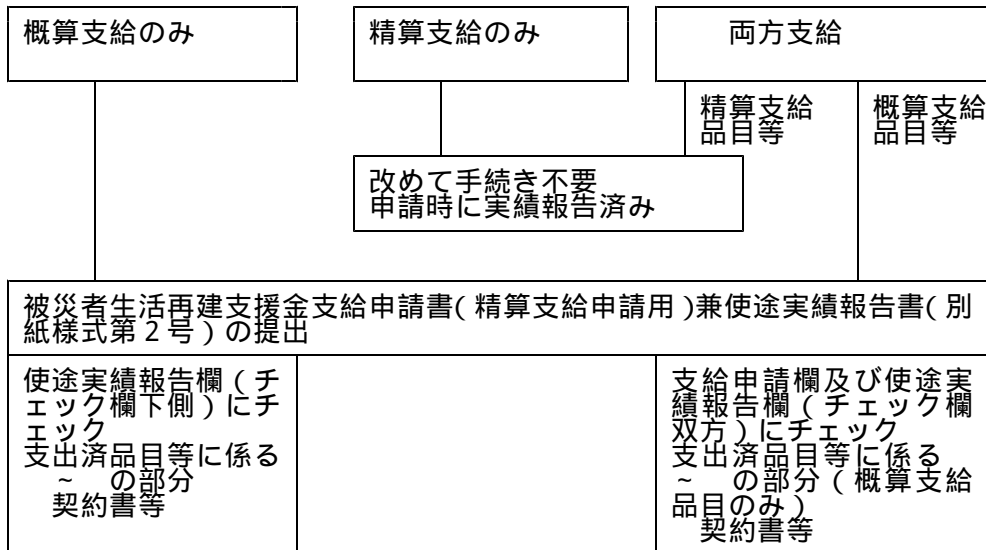
(最初の申請)



( 2 回目以降の申請 )



( 使途実績報告 )



Q 4 7 ( 申請経路等について )

都道府県が支給事務の全部を支援法人に委託し、支援法人が市町村に事務の一部を委託した場合、知事宛申請書類などの取り扱い及び申請経路は従前と同様か。

A 4 7 従前と同様である。なお、平成16年改正法の附則4条の規定により、基金を支援法人とみなすとされていることから、新たに委託契約等を締結する必要はない。